

テーマ 商法の変容と企業会計
- 改正商法・新会社法と株式会社会計 -

テーマ および では、企業会計と密接にかかわっている商法と税法の変容をみることで、いわゆる企業会計、商法会計、税務会計の三位一体関係(「トライアングル体制」)の今日の変容を取り上げてみたいと思います。

第12回 商法の変容と企業会計

商法とりわけ会社法においては、平成13年、14年の商法改正、さらに平成17年の新会社法の成立によって、その規範(原理・原則)にかかわる抜本改正が行われました。そこに、規範と現実との乖離が大きくなったとき、規範が現実の方に合わされようとする1つの事例を見ることができます。

(1) 開示規制と配当規制の変容

商法改正と「会社法」創設: 規範と現実

Q: 規範とは?

A: ここでいう規範とは、会社法の根幹にある有限責任制の対価としての「資本3原則」(資本制度)です。すなわち、資本確定の原則、資本不変の原則、資本充実・維持の原則です。ここでは、テーマ で述べた「企業会計原則」修正の変遷史とのかかわりでもておきたいと思います。

第2回でも取り上げましたが、これまでの「企業会計原則」の修正、とりわけ第3次、第4次修正(調整的発展の時代)は会計原則の論理(損益計算の基本原則)と商法の論理(債権者保護による資本充実、その物的基礎としての財産確保)との調整の歴史でありました。その商法改正がそれまでの部分修正ではなく抜本改正ですから、そして「企業会計原則」を存続させるなら、ここでもこれまでの部分修正の延長ではなく、何らかのかたちでの抜本の見直し問題と密接にかかわってくると言えます。

ここでは、「開示規制」および「配当規制」(配当財源)の変容、とりわけ省令化(委任)の意味をふまえてみておきたいと思います。

省令委任の意味

Q: 計算規定に関する商法改正のポイントは?

A: 商法改正の1つの重要な点は、それまで商法本体で規定された財産評価と配当規制の一部が省令化(委任)というかたちで本体から切り離された点にあります。例えば、285条の財産評価の特則、290条の利益の配当がそれです。

その後、新会社法が成立し施行されましたので、旧商法の第2編「会社」はすべて削除

になりました。いずれにせよ、省令委任は企業会計の今日の変容への柔軟でスピーディーな対応の1つのあり方と言えます。

Q: 省令委任について、もう少し。

A: 特に開示規制につき、その省令に委ねることの意味は、その面においてかぎりなく証券取引法に近づくということであり、(公開株式会社に関する)会社法の“証券取引法化”と言えます。配当規制の面でも、改正商法の下で資本金および法定準備金を除いて配当不能財源の一部省令化という方式がとられています(290条1項4号)。

しかし、開示規制の面で時価会計導入が図られながらも、少なくとも旧商法(改正商法)下ではその不確実な評価益(未実現利益)は配当財源から除外されていました。これは、商法の根幹にある債権者保護のあり方とかかわって重要なところと言えます¹。

Q: (公開大会社の)開示規制 省令委任 証取法会計と一体化、ということですね。しかし、第2回目の議論でも出てきましたが、配当規制の面では不確実な時価評価益の分配可能性の問題がありましたね。

A: はい。この「不確実な利益」について言えば、今日の企業会計はそれが配当可能かどうかにかかわらず、むしろ逆に不確実であるがゆえに、その不確実性(リスク)を投資家に情報開示するわけです。ただ、第2回の議論でもみたように、それがなぜ利益なのか、これが問題だったわけです。

Q: 結局のところ、省令委任は会社法の根幹にある債権者保護とどうかわりますか?

A: 従来の債権者保護のあり方は、評価益に限らず他の配当財源もふくめて必ずしも将来もそうであるとはかぎりません。ここに省令委任の1つの意味があるといえます。この点で、将来の配当規制のあり方につき資本原則が唯一絶対のものかどうか、その再検討の方向は重要な論点だと言えます。

たとえば「伝統的な債権者保護規制が緩和されつつあるだけに、別の観点から債権者保護を実効的なものとする必要性は一層高まっている」(浜田[2004]27-28頁)として企業会計情報の公開の徹底があげられているのは重要です。また「資本原則が唯一のものではない」として、企業情報開示の充実(特にキャッシュ・フロー情報の重視)が資本原則に代替する1つのあり方としてあげられています(尾崎[2002]23頁)。そこに配当規制の面にも、情報開示の優位志向(情報開示>利益計算)の浸透が見て取れます。

有限責任制の対価: その変容

Q: 株式会社の根幹にある有限責任制とはどうかわりますか?

A: おっしゃるとおり、重要なことは株式会社の根幹にある有限責任制の対価をどういうかたちで担保するかです。従来の資本原則は、先に述べた今日の変容からみれば、その“1つの”あり方(方式)と行うことでしょう。

¹ 新会社法では補遺1.5で述べたように、旧商法(改正商法)とは異なりそれも分配可能になっているようです。問題はなぜかです。

ただ、情報開示の徹底がこれまでの資本原則（厳格に維持拘束すべき資本）に代替するものかどうか、有限責任の対価という原点に照らして慎重に検討すべきと思われます。とりわけその情報開示の前提ないし基礎が重要であり、ここに「記録」の重要性、今日的には内部統制システム（その構築責任）の重要性が浮上してくると言えます。

Q: 「有限責任 債権者保護 物的担保としての資本原則から、情報開示の徹底へ」という構図ですか？

A: そういう構図ですね。この有限責任の対価を「記録」と「報告」(開示)の2つの観点からみれば、記録と財産保全の観点(従来の商法)から報告(情報開示)へシフトしてきている傾向を見て取れます。そのことは、逆に、有限責任制との関係での「記録」あるいは「正規の簿記の原則」の今日的意義が重要になると言えます²。

いずれにせよ、この有限責任制の対価という面でも大きな変容がとげられようとしており、そのことは何らかのかたちで従来の意味での「商法会計」が後退化することを意味すると言えます。

(2) 証券取引法会計への一体化

利害調整会計と情報開示会計との分離: 「商法会計」の後退化

Q: 会計の役割には、いわゆる利害調整会計と意思決定会計とがありますね。

A: はい。「企業会計原則」の基礎には分配(処分)可能利益計算の枠組みがあり、そのもとで利害調整会計および意思決定会計(情報開示会計)の双方が遂行されてきたと言えます。

「企業会計原則」は、したがってこの双方の目的を担う会計原則という役割を合わせもち、そうした二重の構造の上に立っています。そのことは、端的には次のような見解にもみられます。

「損益計算の構造自体が実現主義の原則、発生主義の原則、および原価主義の原則等にささえられた処分可能利益計算構造であり、その枠内での経営成績表示を目的とするものである」(薫村[1985]33 頁、傍点は引用者)

Q: しかし、今日は意思決定有用性会計が優位に立っていますね。

A: そうです。金融商品会計などに代表される今日の新しい会計基準は意思決定有用性を軸にした情報開示会計の優位性の見地から出てきています。その意味で、「企業会計原則」の基本枠組み(収支的期間損益計算)と金融商品会計基準など個々の新会計基準とは、先の利害調整会計と情報開示会計との二重の構造のもと、その整合性ないし首尾一貫性の問題がいつそう明確な形で現れてきているといえます。これが、まさにテーマ の論点であ

² 石川[2004 a]29-31 頁、石川[2003 b]76 頁参照。内部統制の構築責任については上村[2002]183-84 頁参照。

ったわけです。

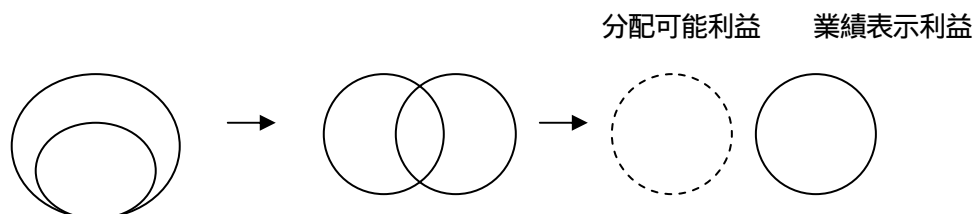
Q：開示志向が強まるなか、開示規制と配当規制との関係はどのようになっていくのでしょうか？

A：先にみた商法改正そして新会社法における省令委任方式による開示規制の証券取引法化、および配当規制（配当財源）の大きな変容がなされようとしているわけですから、情報開示会計と利害調整会計の分離傾向はこれまでの商法との調整という枠を超えて、いっそう強まるものと思われます。私は、かつて次のように述べましたが、まさにそのような指摘の方向に進んできているように思われます。

「開示規制と配当規制とは従来通り商法第290条という調整場でなんとかつじつまをあわせる形にはなっているが、先に述べたように業績利益の多元化といった方向が将来においてわが国にも導入されるようになると、そのようなこれまでの調整方式ですむのかどうか、筆者には疑問に思われる。それは調整といったレベルを超えて、両者は基本的に分離していく方向になる可能性も十分考えられるわけである」（石川[2002a]41頁）

ちなみに、そこで示した3つのステージの図を再録しておきましょう（図表5.1）。ステージ3での波線円は、分配可能利益なる利益概念そのものが存在しなくなる可能性（単に配当可能額）を示しています。

図表 5.1 分配可能利益と業績表示利益の関係



() 包摂（ステージ1） () 部分分離（ステージ2） () 完全分離（ステージ3）

Q：業績利益と分配可能利益とが次第に分離するということですか？

A：少なくとも概念的には、そういう方向になるように思われます。例えば、国際会計帰基準委員会 I A S C（現在の国際会計基準審議会 I A S B の前身）は利益の測定と分配可能性について、その基本的考えを次のように述べています。ここに引用しておきましょう。

「起草委員会は、企業の利益分配・配当政策及び（事業の支払い能力、流動性、将来のリスク及び予想される将来の現金需要などに関して）その基礎となる幅広い考慮が、利益の測定と区別されるべきであるというのが基本であると考えている」（I A S C [1997]

第6章パラグラフ3.8、(傍点は引用者)

こうした利益測定と分配可能性とを直結させない考え方は、わが国でも有力な見解になってきています。

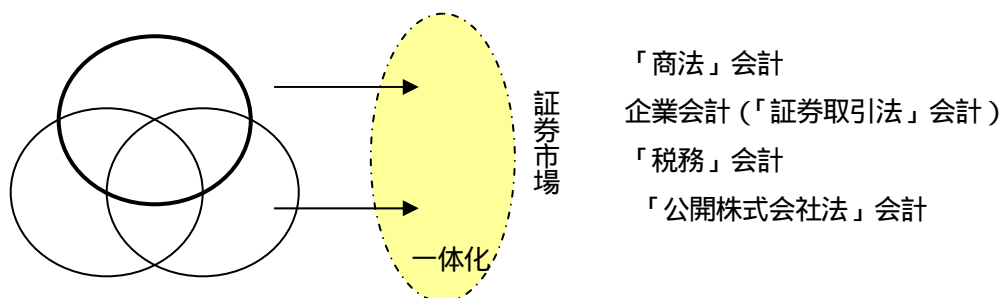
三位一体関係の変容

Q: これまでのいわゆる「トライアングル体制」についてはどうですか?

A: はい。以上の議論からすれば、これまでの三位一体関係(トライアングル体制)の一角を形成してきた商法会計と企業会計(証券取引法会計)の関係は、商法側からの「会社法」への分離・独立化にともない(公開株式会社に関する)「会社法会計」は証券取引法会計へ一体化してきたと言えるでしょう。

そして、そのことでこれまでの二重構造(図表5.1のステージ1, 2)はその基盤を失い、ここに従来の「商法会計」の後退化が始まると言うことができるでしょう(図表5.2参照)

図表 5.2 三位一体関係の変容



Q: 非公開の中小会社の会計はどうですか?

A: 第10回でも述べましたが、成立した新会社法は公開大会社ではなく、むしろ中小会社の方がその基礎になっています。新会社法のスローガン「シンク・スモール・ファースト」がそのことを象徴しています。

しかし、中小会社の会計基準に関しては、公開大会社向け会計基準の簡易バージョンとされた位置づけになっています。大幅に省令委任された会計ルールは、先にみたように公開大会社向けの証券取引法会計と言えますが、会社の規模いかにかわらず会計ルールはただ1つと言うのが基本スタンスのようです。そして、中小会計にはその簡易化されたものが適用され得るという形になっています。したがって、新会社法のあり方と会計のあり方に、ある種の“ねじれ”があるようにも思われます。

いずれにせよ、公開大会社とは別個の「中小会社会計基準」という棲み分け(ダブル・スタンダード)論は退けられているというのが現状です。

Q: 図の 税務会計についてはどうですか?

A: はい。利益ないし所得に関する三位一体関係の変容も大きな論点です。先の図表 5.1 で配当可能利益の存在可能性に触れましたが、図表 5.2 の 法人所得も企業会計との齟齬が大きくなってきており、ここでもいわゆる確定決算主義に対する「分離主義」の方向が進めば、業績利益(企業会計)との分離が起こってきます。詳しくは、次のテーマ で議論したいと思います。

(3) 「資本と利益の区分」の変容 - 拘束性と処分性の変容 -

「資本と利益の区分」の変容: 資本の利益への転化

Q: 「資本と利益の区分」の変容ということですが。

A: 商法改正は、配当財源の問題にかかわって、資本と利益の区分(資本剰余金と利益剰余金の区別)という「企業会計原則」の根幹にかかわる問題とも密接にかかわります。新会社法は商法改正の集大成と言えますが、その商法改正の段階ですでにこの問題が出ていました。

ちなみに、「企業会計原則」では昭和 49 年の第 3 次修正で資本取引と損益取引の区別の注釈をあらたに設定しましたが、それは商法上の見地との相違に基づくものでした。もともと会計原則上の資本と商法上の資本とは相違しており、強制法規である商法に歩み寄って調整されたわけです³。

ここでは、資本準備金の取崩しによる配当可能利益への組み入れ問題を、特に「拘束性」(資本)と「処分性」(利益)の変容という視点から触れておきたいと思います⁴。

Q: まず、議論のポイントは?

A: ポイントは、(新会社法が成立する前の)改正商法が資本準備金の減額による配当可能利益への組み入れを容認した点です。これは利益準備金の取崩しとは違って、資本の利益への転化という会計原則の根幹に触れる問題です。それだけに、会計上はそのまま容認することはできません。

やや専門的になりますが、たとえば企業会計基準第 1 号「自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準」(企業会計基準委員会、2002 年)では、(利益剰余金に対する)資本剰余金の区分をあらたに設け、そのなかの「その他の資本剰余金」(資本準備金以外の剰余金)に「資本金及び資本準備金減少差益」として配当可能利益に含まれる形を講じました。ここで、「差益」という点に留意すべきでしょう⁵。

³ 企業会計原則での資本取引と損益取引の区別の修正過程については畠村[1985]15-18 頁、193-98 頁、剰余金に関する注釈の修正過程については同 250-55 頁参照。いずれも商法との調整の歴史といえますが、その大枠は昭和 29 年改正(第 1 次修正)での剰余金の 2 区分(資本剰余金と利益剰余金)で一貫しています。

⁴ もう 1 つは資本準備金と利益準備金の区別の撤廃問題です。「要綱試案」(法制審議会[2003])にいたっては明確に区別の廃止を謳っています。

⁵ 詳しくは、拙稿「企業会計の変容と企業会計原則の今日的課題(二・完)」127 ページ参照。

ここに資本と利益の区分原則をもたない商法との相違がみられますが、強制法規である商法を否定することはできませんので、形式的には資本と利益の区分をとっていますが、その実質に変わりはないと言えます。

Q：企業会計上の資本剰余金の新たな区分に対し、商法の方はどのように？

A：商法はこの企業会計基準第1号の「資本の部」の新しい表示方式を全面的に受け入れました（平成14年3月改正の商法施行規則）。このことは、企業会計基準委員会（ASBJ）の会計基準が従来の「企業会計原則」と商法との調整に代わる役割をすでに果たしているという現実を如実に示していると言えますね。

Q：「企業会計原則」の設定機関は企業会計審議会ですよね。

A：はい。わが国では、企業会計審議会（官）と企業会計基準委員会（民）の2つの設定機関が併存する、いわば変則的な形になっています。そして、第2回の議論でも述べましたが、「企業会計原則」の方は何も手をつけずそのまま、会計ビッグバンの新しい会計基準が順次導入されてきました。新会計ルールの設定は、民間のASBJの方に移ってきています。

ちなみに、この新しい表示区分はもともと「企業会計原則」の基本原則で明確に示されていた区分であり、その点で新たな資本の部の表示は、今回もまた商法改正を受けたものでありますが、あらためて原点（資本と利益の区分原則）にそった形のものになったと言えます。

いずれにしても、本来維持拘束すべき資本が利益の性質たる処分性をもった点で（資本性と利益性を合わせ持つ）会計上も大きな変容と言えます。

資本 / 拘束性と利益 / 処分性の変容

Q：拘束性と処分性の変容ですか？

A：はい。重要なことは、資本と利益の前提となる拘束性と処分性をどのような見地から捉えるかです。例えば、従来の債権者保護の見地に立つ資本制はその拘束性と処分性の“1つの”あり方と言えます。そして、会社法の大改革では、証券市場を中核においた投資家の見地に立つ、また“別の”あり方が構想されているわけです。

この点で、会社法が産業経済政策の下そのあり方が大きく変容しているわけですが、会計上の資本も、制度上は法律を度外視できないにしても、いかなる見地から、どのような内容の拘束性と処分性をそれぞれ資本と利益に求めるか、あらためて問われると言えるでしょう。その際、今日の企業をどう捉えるか（企業観）が拘束性と処分性の変容問題と密接にかかわり、さらにはその企業観を史的文脈において捉える視点が重要になると言えるでしょう。

Q：では、これまでの議論をまとめていただけませんか。

A：はい、図表5.3でもってまとめてみましょう。

図表 5.3 商法と企業会計の変容 - 相互の影響 -

| | 改正商法 | 企業会計 |
|------|---------------------------|----------------------------------|
| 開示規制 | 評価規定の省令化 ← | 新会計基準の導入 (実態・リスク開示、資産・負債観の台頭) |
| 配当規制 | 配当財源の省令化 (配当可能利益の変容) ↔ | 資本と利益の区分 |

Q：図の矢印は？

A：上側の矢印は、実態・リスク開示や資産・負債中心観を志向する今日の企業会計が商法に及ぼす影響を示しています。商法側からは、すでにみたように省令委任という形で企業会計の変容に対応していると言えます。また、下側の矢印は、配当可能利益や資本と利益の区分ですすでにみてきたように、相互に影響し合う姿を示しています。

いずれにしても、設立からおよそ半世紀を経た「企業会計原則」は、会計ビッグバンにともなう新会計基準の導入や、経済産業政策にともなう商法大改正によって、その基盤が大きく揺れ動いていることは確かです。

そこに、テーマ でみた今日の証券市場を中核に据えた財務会計の新たな概念枠組み、すなわち日本版概念フレームワーク構築の重要な意味があると言えます。そして、それは「企業会計原則」の抜本的見直しのいわば“表と裏”であるとも言えますね。

(以上、06年8月)

* 次回は、本講座の最終回になりますが、税法会計の変容について取り上げます。